改正理由

# 山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表 (第1編 総則 ~ 第2編 一般災害編)

本編頁数

第1編 総則 第1編 総則 第3章 防災の基本理念及び施策の概要 第3章 防災の基本理念及び施策の概要 2 災害応急対策 2 災害応急対策 防災危機 ・ 東海地震予知情報、南海トラフ地震に関連する情報等の伝達、県民の避 南海トラフ地震に関連する情報等の伝達、県民の避り管理課修 難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。 難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。 正 (略) (略) 第2編 一般災害編 第2編 一般災害編 第1章 地域防災計画・一般災害編の概要 第1章 地域防災計画・一般災害編の概要 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 2 処理すべき事務又は業務の大綱 2 処理すべき事務又は業務の大綱 第3 指定地方行政機関 第3 指定地方行政機関 8 関東運輸局(山梨運輸支局) 8 関東運輸局(山梨運輸支局) 山梨運輸 支局修正 (1) 災害時における輸送実態調査 (1) 災害時における輸送実態調査 (2) 災害時における自動車輸送業者 に対する輸送の連絡調整 (2) 災害時における自動車運送事業者に対する輸送の連絡調整 (3) 災害時における自動車の応援手配 (3) 災害時における自動車の応援手配 (4) 災害による不通区間における迂回輸送、代替輸送等の指導 (4) 災害による不通区間における迂回輸送、代替輸送等の指導 (5) 災害時における関係機関との連絡調整 (5) 災害時における関係機関との連絡調整 防災危機 11 第4 自衛隊(陸上自衛隊第一特科隊 ) 第4 自衛隊(陸上自衛隊東部方面特科連隊) 管理課修 (略) (略) 正 第5 指定公共機関 第5 指定公共機関 1 東日本旅客鉄道株式会社(甲府<mark>地区</mark>センター)、東海旅客鉄道株式会社 1 東日本旅客鉄道株式会社(甲府<mark>統括</mark>センター)、東海旅客鉄道株式会社 (静岡支社) (静岡支社) (略) (略) 第6 指定地方公共機関 第6 指定地方公共機関 (略) (略) 2 輸送機関(山梨交通株式会社、富士急行株式会社 、富士急山 2 輸送機関(山梨交通株式会社、富士山麓電気鉄道株式会社、富士急バー防災危機 13 ス株式会社、社団法人山梨県トラック協会) 梨バス株式会社、社団法人山梨県トラック協会) 管理課修 (略) (略) 正 第2節 山梨県の概況 第2節 山梨県の概況

本編頁数

改正理由

3 本県の災害の歴史 3 本県の災害の歴史 (略) (略) 2018(平成 30.9.30~10.1) 台風 24 号の大雨と強風により、県内全域に被害 2018(平成 30.9.30~10.1) 台風 24 号の大雨と強風により、県内全域に被害 防災危機 22 が発生。軽傷者 2 人、住家半壊 8 棟、一部破損 83 棟等。被害総額約 が発生。軽傷者 2 人、住家半壊 8 棟、一部破損 83 棟等。被害総額約「管理課修 49 億円。 49 億円。 正 2019(令和元.10.11~10.13) 台風 19 号の大雨と強風により、県内全域に被 害が発生。軽傷者 1 人、住家全壊 2 棟、半壊 3 棟、一部破損 72 棟、床 上浸水 1 棟、床下浸水 6 棟等。被害総額約 95 億円。 第2章 災害予防計画 第2章 災害予防計画 第3節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充 第3節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充 1 防災施設の整備 1 防災施設の整備 (1) 県立防災安全センター 30 (1) 県立防災安全センター 防災危機 (略) (略) 管理課修 ②備蓄機能の充実 ②備蓄機能の充実 正(資料 編へ移 多様化する災害や広域的な災害への対応力を強化するため、防災資 多様化する災害や広域的な災害への対応力を強化するため、防災資 機材や災害救助用物資の備蓄を図る。 機材や災害救助用物資の備蓄を図る。 設) (備蓄物資等) 大型テント1張、テント 18 張、ドーム型テント8張、組立式水槽5台、連結式 水のう1台、発動発電機21台、大型発電機2台、小型発電機16台、ハイブ リッド式発電機2台、チェーンソー1台、救命ボート1台、林野火災用空中消 火用水機1台、要配慮者用簡易トイレ2台、リヤカー2台、一輪車3台、軽可 搬ポンプ2台、ベッド兼用タンカ 50 台、緊急時飲料水製造設備1機、ろ水機 16 台、小型净水器2器、可搬型净水器2台、酸素自動蘇生機4機、投光器 53 台、バルーン式投光器2台、作業灯 116 台、コードリール 74 台、移動式 炊飯器 20 台、ブルーシート 660 枚、毛布(真空包装)2940 枚、屎尿処理用消 耗品 2500 セット (2) 地域県民センター等(地方連絡本部) (2) 地域県民センター等(地方連絡本部) 地方連絡本部を設置する各合同庁舎等に、当該地域での大規模災害 地方連絡本部を設置する各合同庁舎等に、当該地域での大規模災害 に迅速に対応するため、防災機材等の備蓄に努める。 に迅速に対応するため、防災機材等の備蓄に努める。 ア 備蓄資機材 簡易トイレ 24 台 要配慮者用簡易トイレ8台 発電機 58 台 ハイブリッ ド式発電機 6 台 投光器 28 台 バルーン式投光器 9台 屎尿処理用消 耗品 10100 セット ブルーシート 3200 枚 毛布(真空包装)6000 枚

 本編頁数
 旧

### イ 食糧、飲料水 食糧 6.300 食 飲料水 6.300 リットル

(略)

32

35

#### 2 防災資機材の整備

防災資機材等を保管する各機関は、点検責任者を定め、点検整備計画を 作成して点検整備を実施するものとする。

(1)点検整備を要する主な防災資機材と保管機関

(1) が   大正     に タ / し 工 ひ   り 入 。	<b>支援的に休日版内</b>
資機材	保管機関
水防用備蓄資機材	水防管理団体
救助用資機材及び医薬品	各地区医師会、医療機関等
消防用資機材及び施設	<u>県立防災安全センター</u> 、消防署、消防団
防疫用資機材	保健所、衛生環境研究所、市町村等
給水用資機材	市町村
たん水防除用資機材	県、市町村
災害警備活動用資機材	警察本部、各警察署
災害救助法給与物資	契約団体
備蓄食糧	関東農政局(山梨県拠点)
ライフライン復旧資材	各事業者

(略)

# 第5節 風水害等予防対策

#### 2 山地の災害予防

#### (1) 山地災害の未然防止

集落周辺の山地災害を未然に防止するため、崩壊の可能性のある山地 又は荒廃のきざしのある渓流等に対し、予防治山事業を重点的に実施する。

また、山地災害に関する<u>行動マニュアル、</u>パンフレット<u>など</u>を作成し、住民に配布する。

特に、福祉施設、病院、幼稚園等「要配慮者関連施設」周辺の山地で、 山地災害の危険性のある箇所については、市町村、施設管理者へ周知す ると共に、山地災害の予防対策として積極的に治山事業を実施する。

(2) 荒廃山地等の復旧

山崩れを起こした崩壊地、浸食されたり異常な堆積をしている渓流等に

(略)

#### 2 防災資機材の整備

防災資機材等を保管する各機関は、点検責任者を定め、点検整備計画を 作成して点検整備を実施するものとする。

(1)点検整備を要する主な防災資機材と保管機関

保管機関 資機材 水防用備蓄資機材 水防管理団体 各地区医師会、医療機関等 救助用資機材及び医薬品 、消防署、消防団 消防・防災用資機材及び施設 保健所、衛生環境研究所、市町村等 防疫用資機材 給水用資機材 市町村 たん水防除用資機材 県、市町村 災害警備活動用資機材 警察本部、各警察署 災害救助法給与物資 契約団体 備蓄食糧 関東農政局(山梨県拠点) ライフライン復旧資材 各事業者

(略)

# 第5節 風水害等予防対策

# 2 山地の災害予防

#### (1) 山地災害の未然防止

集落周辺の山地災害を未然に防止するため、崩壊の可能性のある山地 又は荒廃のきざしのある渓流等に対し、予防治山事業を重点的に実施する。

また、山地災害に関する\_\_\_\_\_\_パンフレット\_\_\_を作成し、住民に配布する。

特に、福祉施設、病院、幼稚園等「要配慮者関連施設」周辺の山地で、 山地災害の危険性のある箇所については、市町村、施設管理者へ周知す ると共に、山地災害の予防対策として積極的に治山事業を実施する。

(2) 荒廃山地等の復旧

山崩れを起こした崩壊地、浸食されたり異常な堆積をしている渓流等に

防災危機 管理課修 正

治山林道 課修正

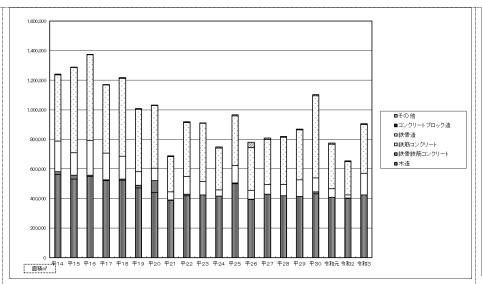
本編頁数

改正理由

対し、復旧治山事業・総合治山事業等を推進し土砂崩壊、流出による下流 対し、復旧治山事業 を推進し土砂崩壊、流出による下流 の災害の防止を図る。 の災害の防止を図る。 特に荒廃の著しい、野呂川(早川、小武川)の重点流域については、国直 特に荒廃の著しい、野呂川(早川、小武川)の重点流域については、国直 轄事業により整備を促進する。 轄事業により整備を促進する。 4 砂防対策 4 砂防対策 (略) (略) (6) 各種規制による災害防止対策 (6) 各種規制による災害防止対策 (略) (略) 38 •盛土対策 •盛土対策 防災基本 県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認さ 県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認さま計画修正 れた盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基しに伴う修 れた盛土について. づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当 づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当正 該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防 該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防 災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適 災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適 切な助言や支援を行うものとする。 切な助言や支援を行うものとする。 (略) (略) 下水道室 41 8 下水道施設の風水害等予防対策 (1)下水道施設の安全性及び代替性の確保 修正 ・止水板、耐水扉等のハード面の耐水対策 受変電設備の高所移設 ・管渠、下水処理場、ポンプ場のネットワーク化 ・施設被災時の最低限の揚水、水処理機能の確保 ・仮設ポンプや吸引排水ポンプ車の手配のための連絡体制を確保 (2)重要なデータのバックアップ ・施設台帳や点検調査修繕等の履歴の電子化 (3)情報の収集・連絡体制の整備 ・情報の収集・連絡体制に関するマニュアル作成と訓練 ・情報収集及び非常態勢を早期に確立するための遠隔監視・操作機能の 有効活用 (4)通信手段及び非常電源の確保 専用回線による通信機能確保 ・停電時の72時間稼働可能な非常用電源の確保

本編頁数	旧	新	改正理由
		(5)防災資機材の整備	
		・過搬式ポンプ、発電機の確保	
		: 消毒資機材の確保	
		・仮設沈殿池の用地確保	
		・緊急連絡体制の整備	
		・家族も含めた安否確認	
		・交通途絶時等の出勤体制の確立	
	·		
		・市町村、下水道公社、県との応援受援体制の確立	
		・他都県市との応援受援体制の確立	
		・流域下水道事務所のサブ防災拠点化	
		・浸水しない富士北麓、桂川流域を中心に下水処理場、ポンプ場を利移用	
		した防災拠点の確保	
		(9)応急復旧活動	
		・ソフト面の耐水対策(土のう設置、止水板設置)	
		・二次災害発生のおそれや、重大な機能障害への対応(溢水した下水を強	
		力吸引車(バキューム車など)により排水処理、塩素減菌により消毒処理	
		放流、マンホールトイレ設置)	
		(10)被災地のし尿の受け入れの連携	
		・被災施設と健全下水処施設との連携	
		_(11)業務継続性の確保	
		<u>・BCP マニュアルの策定と訓練</u>	
	第7節 建築物災害予防対策	第7節 建築物災害予防対策	
	(1) 建築物が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれのある地	(1) 建築物が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれのある地	
	域について、防火地域及び準防火地域を指定し、建築物の構造制限等	域について、防火地域及び準防火地域を指定し、建築物の構造制限等	
	不燃建築物の建設について指導を行う。	不燃建築物の建設について指導を行う。	
43	イ 建築物の建築状況	イ 建築物の建築状況	建築住宅
	県下の平成 <u>14</u> 年度から令和 <mark>3</mark> 年度までの着工建築物の構造面積は次	県下の平成 <u>15</u> 年度から令和 <u>4</u> 年度までの着工建築物の構造面積は次	課修正
	のとおりである。	のとおりである。	

改正理由 本編頁数



### 第12節 要配慮者対策の推進

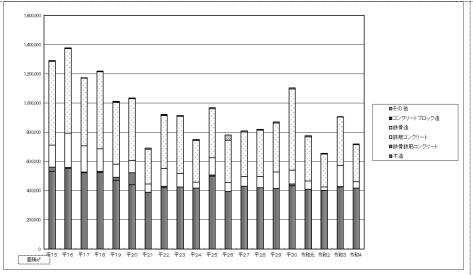
56

57

- 1 高齢者・障害者等の要配慮者対策
- (2) プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者把握と避難誘導体制の 確立
- イ 個々の避難行動要支援者に複数の支援員を配置し、地域の実情に合 わせた個別計画を作成するものとする。

なお、市町村は、市町村地域防災計画に基づき、関係部局の連携の 下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民 の澼 難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援 者ごとに、作成の同意を得て、災害の危険性等地域の実情に応じて、優 先度の高い避難行動要支援者から、個別避難計画を作成するよう努め るものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状 況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更 等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁 舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じ ないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

エ 健常者に先駆けて、東海地震「注意情報」発表時や南海トラフ地震に関



#### 第12節 要配慮者対策の推進

- 1 高齢者・障害者等の要配慮者対策
- (2) プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者把握と避難誘導体制の 確立
- イ 個々の避難行動要支援者に複数の支援員を配置し、地域の実情に合 わせた個別計画を作成するものとする。

なお、市町村は、市町村地域防災計画に基づき、関係部局の連携の 下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避 難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援 者ごとに、作成の同意を得て、災害の危険性等地域の実情に応じて、優 先度の高い避難行動要支援者から、個別避難計画を作成するよう努め るものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状 況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更 等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁 舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じ ないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

エ 健常者に先駆けて、

南海トラフ地震に関防災危機

防災基本 計画修正 に伴う修 īF

改正理由 本編頁数 連する情報、市町村長の判断で出す「高齢者等避難」発表時に、避難行 連する情報、市町村長の判断で出す「高齢者等避難」発表時に、避難行 管理課修 動要支援者を先行して早期に避難させる仕組みづくりを図るものとする。 動要支援者を先行して早期に避難させる仕組みづくりを図るものとする。 正 カ 市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都 カ 市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都 防災基本 57 道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など 道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など 計画修正 避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支 避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支 に伴う修 援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合に 援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合に は、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。 は、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。 また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の また、 多様な主体の 協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避 協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避 難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとす 難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとす る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるも る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるも のとする。 のとする。 ケ 市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支 防災基本 57 援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積 計画修正 に伴う修 極的に検討するものとする コ 県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意 īF 点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとす サ 県、市町村は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯 に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、 体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を 講ずるものとする。 シ 県、市町村は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を 円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、 多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な 施策を講ずるものとする。 2 在住外国人及び外国人観光客(以下「外国人」という。)対策 58 2 在住外国人及び外国人観光客(以下「外国人」という。)対策 男女共同 (2) 大規模災害が発生し、又は、その恐れがあると認められ、山梨県災害 │参 画・共 (2) 大規模災害が発生し、又は、その恐れがあると認められ、山梨県災害 生社会推 対策本部が設置された場合には、山梨県国際交流センター等 対策本部が設置された場合には、山梨県立国際交流・多文化共生セン に災害多言語支援センターを設置するとともに同センターと連携し ター等に災害多言語支援センターを設置するとともに同センターと連携し 進統括官 て外国人の混乱や不安の拡大を抑制する。 て外国人の混乱や不安の拡大を抑制する。 修正

改正理由 本編頁数

#### 第13節 防災拠点整備基本構想

県は、適切な防災施設のあり方と、防災拠点を中心とした機能のあり方等に ついて明らかにし、防災体制の中枢機能を担うべき拠点整備や緊急性の高 い施設の整備を図り、防災体制の確立を推進するための方策を示す「防災拠 点整備検討委員会」を設置した。(H11.10~H12.11(計 10 回開催))

平成 13 年 2 月 21 日の同委員会からの答申を踏まえ、県では平成 14 年 2 月に「山梨県防災拠点整備基本構想」を策定、消防学校の整備や防災行政 無線統制局の防災新館移設などを実施している。

第3章 災害応急対策

第1節 応急活動体制

3 消防防災ヘリコプター

災害の状況に応じてヘリコプターを出動させ被害情報の収集、救出、救助 活動を行うとともに、市町村等からの要請に対応できる体制を整える。また、 長野県、新潟県、静岡県、埼玉県及び群馬県との「消防防災へリコプターの 運行不能期間等における相互応援協定 (H12.5.12)の締結により、運行不 能期間の体制整備を図った。

消防防災ヘリコプター緊急運航基準

(略)

58

64

(2) 緊急運航基準

(略)

⑤県外応援活動

ア 消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定 による応援要請があった場合

イ 大規模特殊災害時における広域航空応援実施要綱 及び 緊急 要綱 による応援要請があ 消防援助隊 った場合

- 4 広域応援体制
  - (4) 消防の応援要請
  - ② 緊急消防援助隊による広域応援

### 第13節 防災拠点整備基本構想

県は、令和5年5月に見直しを行った「防災拠点整備基本構想」に基づき、 防災拠点の機能強化に努めるものとする。

防災危機 管理課修 正

第3章 災害応急対策 第1節 応急活動体制

3 消防防災ヘリコプター

災害の状況に応じてヘリコプターを出動させ被害情報の収集、救出、救助「消防保安 活動を行うとともに、市町村等からの要請に対応できる体制を整える。また、 長野県、新潟県、静岡県、埼玉県及び群馬県との「消防防災へリコプターの 運航不能期間等における相互応援協定」 の締結により、運行不 能期間の体制整備を図った。

消防防災ヘリコプター緊急運航基準

(略)

(2) 緊急運航基準

(略)

⑤県外応援活動

ア 消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定 による応援要請があった場合

- イ「大規模特殊災害時における広域航空応援実施要綱」及び「緊急 消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」による応援要請があ った場合
- 4 広域応援体制
  - (4) 消防の応援要請
  - ② 緊急消防援助隊による広域応援

本編頁数

#### 69 工 出動計画等

- 1) 出動決定のための措置等
- 1 長官は、被災地の属する都道府県の知事その他の関係地方公共団体の長等との密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の必要の有無を判断し、消防組織法第 44 条の規定に基づき適切な措置をとるものとする。また、東海地震、南海トラフ地震、首都直下地震\_\_\_又はNBC災害に対し、速やかに同条第5項の規定に基づき適切な措置をとるものとし、その他の大規模な災害に対しても、災害の状況、災害対策基本法第 24 条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の2第1項に規定する緊急災害対策本部の設置状況、応援の必要性等を考慮し、同様の措置をとるものとする。

#### 別表第1(指揮支援隊及び指揮支援部隊長)

災害発生都道府県	部隊長の所属 する消防本部	指揮支援隊の所属する消防本部
(略)	(略)	(略)
岐阜、愛知、三重	名古屋市消防 局	名古屋市消防局、京都市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、静岡市消防局、 浜松市消防 <mark>本部</mark>
(略)	(略)	(略)

#### 7 自衛隊災害派遣要請の概要

- (1) 派遣形態
  - ア 要請による災害派遣

(自衛隊法第 83 条第2項)(自衛隊の災害派遣に関する訓令第11

条)

71

82

(ア) 防衛大臣又はその指定する者(訓令第3条に定める者。「大臣の定める者」とは、「駐屯地司令の職にある部隊等の長」、本県においては「第1特科隊長」。)は、災害に際して災害派遣の要請があり、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の有無を判断し、やむを得ないと認める場合には部隊等を救援のため派遣する。

#### 工 出動計画等

- 1) 出動決定のための措置等
  - 1 長官は、被災地の属する都道府県の知事その他の関係地方公共団体の長等との密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の必要の有無を判断し、消防組織法第 44 条の規定に基づき適切な措置をとるものとする。また、 南海トラフ地震、首都直下地震等又はNBC災害に対し、速やかに同条第5項の規定に基づき適切な措置をとるものとし、その他の大規模な災害に対しても、災害の状況、災害対策基本法第 24 条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の2第1項に規定する緊急災害対策本部の設置状況、応援の必要性等を考慮し、同様の措置をとるものとする。

別表第1(指揮支援隊及び指揮支援部隊長)

災害発生都道府県	部隊長の所属 する消防本部	指揮支援隊の所属する消防本部
(略)	(略)	(略)
岐阜、愛知、三重	名古屋市消防 局	名古屋市消防局、京都市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、静岡市消防局、 浜松市消防局
(略)	(略)	(略)

笛吹市消 防本部修 正

消防保安

課修正

- 7 自衛隊災害派遣要請の概要
- (1) 派遣形態
  - ア 要請による災害派遣

(自衛隊法第 83 条第2項)(自衛隊の災害派遣に関する訓令第11

条)

(ア) 防衛大臣又はその指定する者(訓令第3条に定める者。「大臣の定める者」とは、「駐屯地司令の職にある部隊等の長」、本県においては「東部方面特科連隊長」。)は、災害に際して災害派遣の要請があり、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の有無を判断し、やむを得ないと認める場合には部隊等を救援のため派遣する。

防災危機 管理課、 消防保安 課修正

(イ) 指定部隊の長(本県においては「第1特科隊長」」)は、災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合において(注1)、災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認めたときは、部隊等を派遣することができる。

(略)

(4) 災害派遣要請権者等

(略)

イ 都道府県知事に災害派遣要請を依頼することができる者 市町村長(注2)

【注2:市町村長に関しては、都道府県知事に対し災害派遣要請を要求できない場合には、知事に要求できない旨及び当該市町村の地域に係わる災害の状況を防衛大臣又はその指定する者(本県においては前述の「第1特科隊長」」)に通知することができる。この場合において、通知を受けた防衛大臣又はその指定する者(「第1特科隊長」」)は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで部隊等を派遣できることが規定されている。(災害対策基本法第68条の2第2項)】

(略)

(6) 第1師団・<u>第1特科隊</u> 及び自衛隊山梨地方協力本部の災害派 遣に関する任務(参考)

(略)

# イ 第1特科隊

本県の防衛・警備及び災害派遣を直接担任する。また、駐屯地司令たる第1特科隊長 は本県の防災会議に参画し、災害対応活動の対策決定に対し助言するとともに、災害派遣に関する広報、情報収集及び公共機関との連絡調整を実施する。

ウ 自衛隊山梨地方協力本部

第1特科隊 連絡幹部が到着するまでの間、災害派遣に関する広報、情報収集及び公共機関との連絡調整を実施し、第1特科隊長に協力する。また、第1特科隊 以外の部隊が派遣される場合には、当該部隊の連絡幹部等が到着し円滑な活動が開始されるまでの間、当該部隊長に協力する。

(7) 自衛隊の指揮体制等(参考)

(イ) 指定部隊の長(本県においては「東部方面特科連隊長」)は、災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合において(注1)、災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認めたときは、部隊等を派遣することができる。

(略)

(4) 災害派遣要請権者等

(略)

イ 都道府県知事に災害派遣要請を依頼することができる者 市町村長(注2)

【注2:市町村長に関しては、都道府県知事に対し災害派遣要請を要求できない場合には、知事に要求できない旨及び当該市町村の地域に係わる災害の状況を防衛大臣又はその指定する者(本県においては前述の「東部方面特科連隊長」)に通知することができる。この場合において、通知を受けた防衛大臣又はその指定する者(「東部方面特科連隊長」)は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで部隊等を派遣できることが規定されている。(災害対策基本法第68条の2第2項)】

(略)

(6) 第1師団・<mark>東部方面特科連隊</mark>及び自衛隊山梨地方協力本部の災害派 遣に関する任務(参考)

(略)

# イ 東部方面特科連隊

本県の防衛・警備及び災害派遣を直接担任する。また、駐屯地司令たる東部方面特科連隊長は本県の防災会議に参画し、災害対応活動の対策決定に対し助言するとともに、災害派遣に関する広報、情報収集及び公共機関との連絡調整を実施する。

ウ 自衛隊山梨地方協力本部

東部方面特科連隊連絡幹部が到着するまでの間、災害派遣に関する広報、情報収集及び公共機関との連絡調整を実施し、東部方面特科連隊長に協力する。また、東部方面特科連隊以外の部隊が派遣される場合には、当該部隊の連絡幹部等が到着し円滑な活動が開始されるまでの間、当該部隊長に協力する。

(7) 自衛隊の指揮体制等(参考)

 本編頁数
 旧

(略)

イ 第1特科隊 の編成

付図2のとおり

(8) 部隊等の活動内容

(S) HI-1.	2, 1, 12 1 H	,, , <u>,</u> ,
内	容	詳細
(略)		(略)
消防	活動	利用可能な消防車(駐屯地に1台)及びその他の防水用具を利用した消防機関への協力及び山林 火災等における航空機(注3)(中型・大型)による空中消火(不燃材等は通常関係機関が提供) 【注3:消防防災航空隊がバケット(900 L)× 2、防災安全センターが水のう(700 L)×4、 <u>第</u> 1特科隊 (県分を保管)がバンビバケット (5,000 L)×2保有、バンビバケット(680 L)× 3を保有】
(略)		(略)

(略)

(12) 災害派遣の要請手続き(自衛隊法施行令第106条)

ア 要請者:知事

イ 要請先

(ア) 受理者:<mark>第1特科隊長</mark>

(略)

88

(P.88 様式中)

陸上自衛隊第1師団

第1特科隊長 殿

(略)

イ 東部方面特科連隊の編成

付図2のとおり

(8) 部隊等の活動内容

(О) Прі-	多可い心	) t 1-D
内	容	詳細
(略)		(略)
消防	活動	利用可能な消防車(駐屯地に1台)及びその他の防水用具を利用した消防機関への協力及び山材火災等における航空機(注3)(中型・大型)による空中消火(不燃材等は通常関係機関が提供)【注3:消防防災航空隊がバケット(910 L)×2、防災安全センターが水のう(700 L)×4、東部方面特科連隊(県分を保管)がバンビバケット(5,000 L)×2保有、バンビバケット(680 L)×3を保有】
(略)		(略)

(略)

(12) 災害派遣の要請手続き(自衛隊法施行令第106条)

ア 要請者:知事

イ 要請先

(ア) 受理者:<u>東部方面特科連隊長</u>

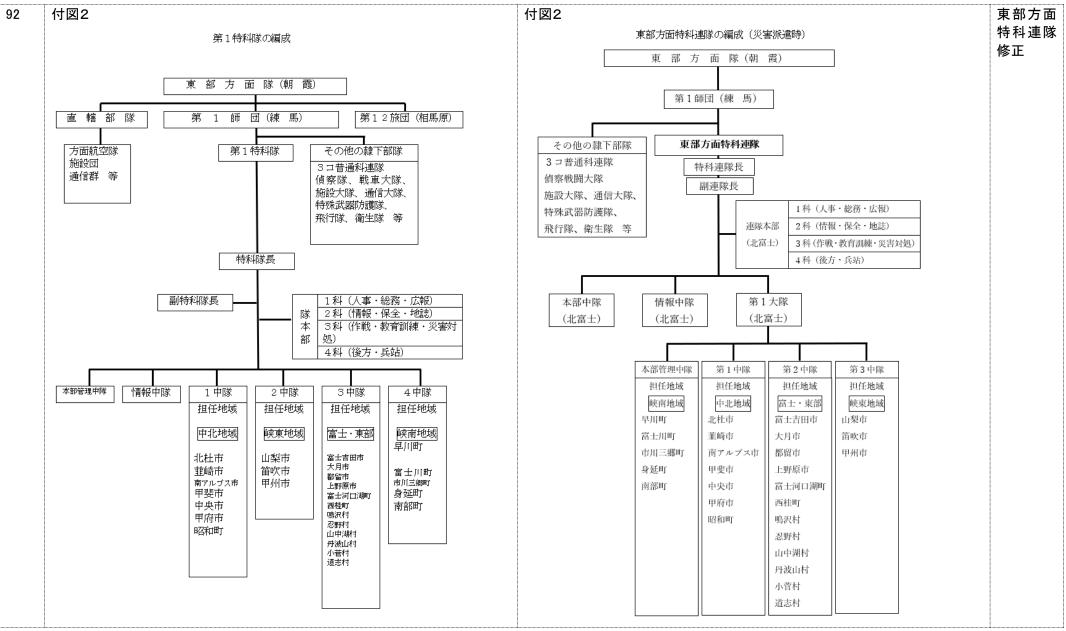
(略)

(P.88 様式中)

陸上自衛隊第1師団

東部方面特科連隊長殿

本編頁数 日 第 改正理由



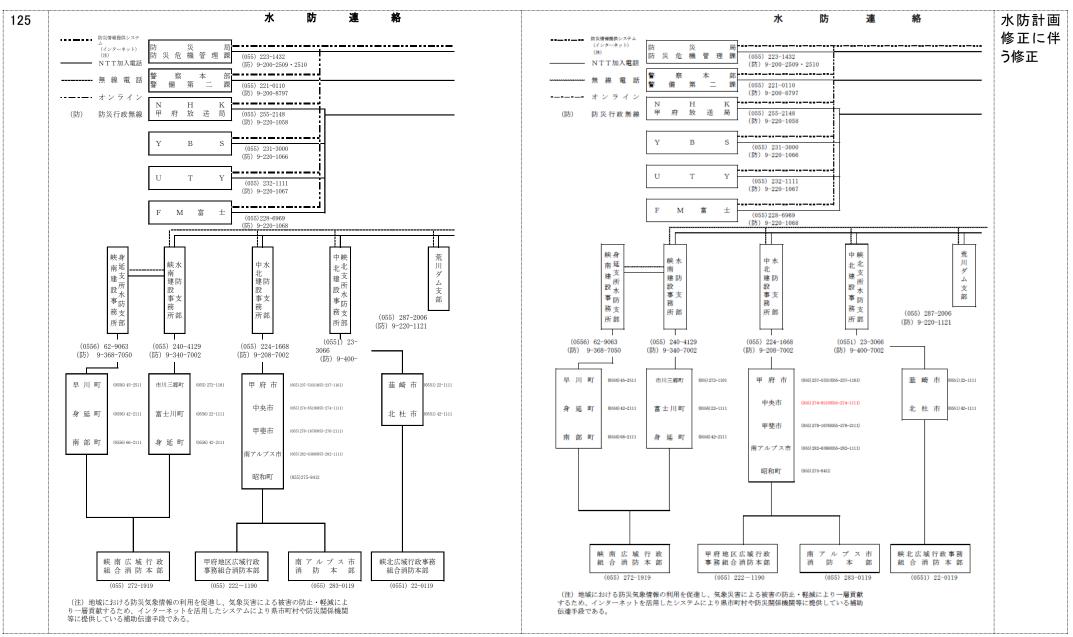
本編頁数

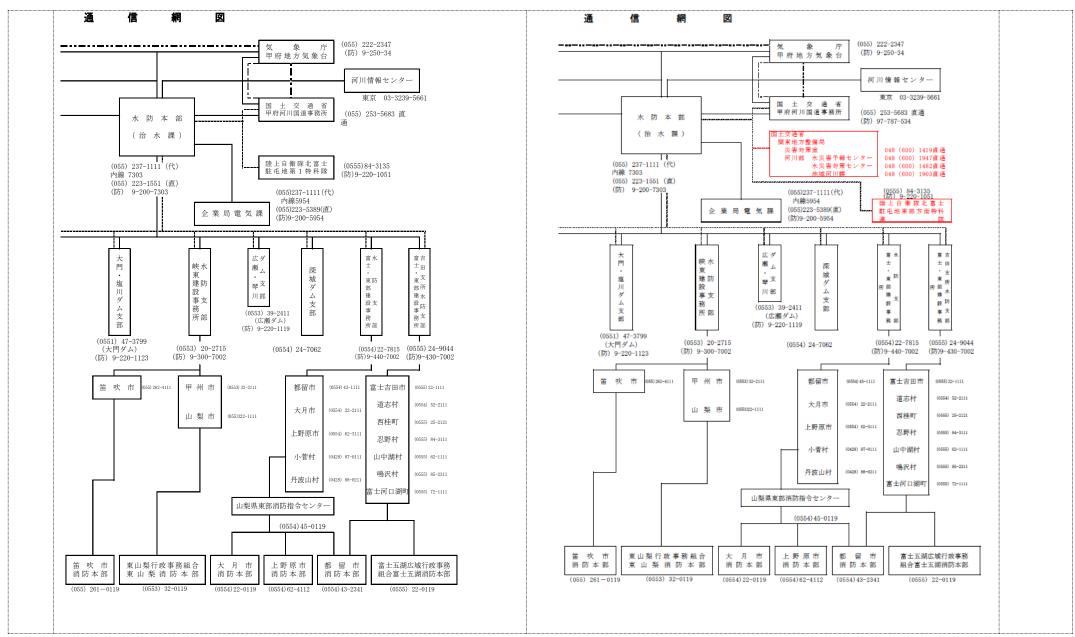
改正理由

第2節 災害関係情報等の受伝達 第2節 災害関係情報等の受伝達 1 防災気象情報の受理、伝達 1 防災気象情報の受理、伝達 (4) 県と気象庁とが共同して発表する洪水予報(富士川水系荒川洪水予報 (4) 県と気象庁とが共同して発表する洪水予報(富士川水系荒川洪水予報 及び塩川洪水予報) 及び塩川洪水予報) 工 伝達経路 工 伝達経路 甲府地方 101 荒川洪水予報については山梨県中北建設事務所から、塩川洪水予 荒川洪水予報については山梨県中北建設事務所から、塩川洪水予 気象台修 報については山梨県中北建設事務所峡北支所から関係市町村へ伝」正 報については山梨県中北建設事務所峡北支所から関係市町村へ伝 達。甲府地方気象台から関係機関への伝達は、「本章第2節、1予報及 達。甲府地方気象台から関係機関への伝達は、「第4節、7県と気象庁 び特別警報・警報・注意報等の受理、伝達 カ甲府地方気象台の伝達 が共同して行う洪水予報 (5)洪水予報の伝達経路及び手段 経路」による。 」による。 3 被害情報の収集伝達 3 被害情報の収集伝達 (6) 報告の種類・様式 (6) 報告の種類・様式 ウ 他の法令に基づく被害報告 障害福祉 103 ウ 他の法令に基づく被害報告 ② 厚生労働省通達に基づく精神科病院等の被害報告(障害福祉班、 ② 厚生労働省通達に基づく精神科病院等の被害報告(健康増進班、 課修正 医務班) 医務班) 広聴広報 4 災害広報 4 災害広報 104 (1) 県による広報 (1) 県による広報 G修正 エ 広報の方法 エ 広報の方法 ① テレビ、ラジオ、新聞等報道機関による報道(Lアラート経由を含 ① テレビ、ラジオ、新聞等報道機関による報道(Lアラート経由を含 **đ**:) **đ**:) ② 広報誌の掲示、チラシ等の配付による報道 ② 広報誌の掲示、チラシ等の配布による報道 ③ 県民からの各種問い合わせ等に対し、マルチメディアを利用した ③ 県民からの各種問い合わせ等に対し、マルチメディアを利用した 積極的な情報提供 積極的な情報提供 ④ 山梨県ホームページ、ツィッター 、緊急速報メールなどによる ④ 山梨県ホームページ、X(旧 Twitter)、緊急速報メールなどによる 情報提供 情報提供 第3節 通信の確保 第3節 通信の確保 1 通信手段の確保 1 通信手段の確保 防災基本 106 (3) NTTの措置 (3) NTTの措置 オ 通信障害発生時の丁寧な周知広報の実施 計画修正 ·通信障害発生時には、速やかに通信障害の状況やその原因、通信 | に伴う修 施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等

										1	こついて	、関係機	と 関及び	住民に	対してネ	っかりや	すく情幸	₩₩	トームペ	
									ージのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等)を行う。											
(4) I	NTTドコモの措置							(4) NTTドコモの措置												
	····								オ 通信障害発生時の丁寧な周知広報の実施											
																	状況や	その原	因、通信	
																			手段等	
	-									-									トームペ	
										· : —		<u>、ほかん</u> ップペー								
										_	7071	<i>)</i>	<i>2</i> · <b>(</b> 0)		<u> ۱۳۵۰ تم</u>	이타ㅁ그	-77 07	<u>以小寸/</u>	<u>د ۱۱ که</u>	
笋 / 铲	1 水防	分生								笋 / 箭	水防対	·笙								
1										1 1 1										景
り 旦	県の水防組織						2 県の水防組織													
1	י נען אני כט:	137 4.9%									> > 1 < 19 7 UT	-1.24								
(略)			: 纵致===	E 早 5	ョベノロも	<b>光光</b> 克 目	z <del>a</del> -n	<del>ᄴ</del> ᆉᄷ	<b>京目 田</b>	(略)			- 纵- 3女 =田	E			z <del>a</del> =л	<del>깣</del> ;↓·左·°	杂目 田	づ
(略)		県土整備								(略) 指揮監	付き 県	!土整備							室長 用	づ
(略)		県土整備 地課長	技術管	理課長	道路	整備課:	長 高速	速道路推	推課長	(略) 指揮監	付き 県	具土整備 地課長	技術管	理課長	. 道路	整備課	長 高速	<b>直路</b> 推	進課長	づ
(略)		県土整備 地課長 道路管理	技術管 埋課長	理課長都市計	道路	整備課:	長 高速	速道路推		(略) 指揮監	付き 県	具土整備 地課長 道路管理	技術管 建課長	理課長 都市計	. 道路	整備課	長 高速	<b>直路</b> 推	-	づ
(略) 指揮盟		県土整備 地課長	技術管 埋課長	理課長都市計	道路	整備課:	長 高速	速道路推	推課長	(略) 指揮監	付き 県	具土整備 地課長	技術管 建課長	理課長 都市計	. 道路	整備課	長 高速	<b>直路</b> 推	進課長	づ
(略)		県土整備 地課長 道路管理	技術管 埋課長	理課長都市計	道路	整備課:	長 高速	速道路推	推課長	(略) 指揮監	付き 県	具土整備 地課長 道路管理	技術管 建課長	理課長 都市計	. 道路	整備課	長 高速	<b>直路</b> 推	進課長	づ
(略) 指揮鼠 (略)	監付き	県土整備 地課長 道路管理	技術管 埋課長	理課長都市計	道路	整備課:	長 高速	速道路推	推課長	(略) 指揮監 (略)	付き 県	具土整備 地課長 道路管理	技術管 建課長	理課長 都市計	. 道路	整備課	長 高速	<b>直路</b> 推	進課長	づ
(略) 指揮型 (略)	監付き	県土整備 地課長 道路管理 長 建築	技術管 理課長 住宅課	理課長都市計	道路	整備課:	長 高速	速道路推	推課長	(略) 指揮監 (略)	付き 県	具土整備 地課長 道路管理 長 建築	技術管 理課長 住宅課	理課長 都市計	. 道路	整備課	長 高速	<b>直路</b> 推	進課長	づ修
(略) 指揮型 (略)	監付き	県土整備 地課長 道路管理	技術管 理課長 住宅課	理課長都市計	道路	整備課 <del>:</del> 	長 高遠	<b>惠道路</b> 推	<b>έ進課長</b> 下水道室	(略) 指揮監 (略)	付き 県	具土整備 地課長 道路管理	技術管 理課長 住宅課	理課長 都市計	. 道路	整備課 <u>景観ま</u>	- 長 高遠 <u>ちづくり</u>	道路推 <u>室長</u>	進課長不水道室	づ修
(略) 指揮型 (略) 5 通· 水防管	監付き	県土整備 地課長 道路管理 長 建築 車絡先	技術管 理課長 住宅課	理課長都市計	道路	整備課 <del>:</del> 	長 高速	<b>惠道路</b> 推	推課長	(略) 指揮監 (略) 不防管	付き 県	具土整備 地課長 道路管理 長 建築	技術管 理課長 住宅課	理課長 都市計	. 道路	整備課 <u>景観ま</u>	長 高速	道路推 <u>室長</u>	進課長	づ修
(略) 指揮型 (略)	監付き 監付き 信連絡 管理団( <sup>市町村名</sup> (略)	県土整備 地課長 ・連 ・連 ・連 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	技術管理課長注住宅課	下理課長都市計長	道路 画課長 NTTFAX (略)	整備課	長 高遠	東道路推	推選長下水道室 下水道室 <sup>理河Ⅲ</sup>	(略) 指揮監 (略)	付き 県 連絡 理団体 <sup>市町村名</sup> (略)	具土整備 地課長 道路建築 連組 組 (略)	技術管理課長住宅課 一覧	を理課長都市計長	道路 画課長	整備課景観ま	展 高遠 ちづくり	E 道路推 室長 T	進課長 水道室	づ修 甲
(略) 指揮型 (略) 5 通· 水防管	監付き 信連絡 管理団体	県土課路建 整長 連 り り り り し の の り 機 の の 機 の の も の も の も の り の も の り の り の り の り の	技術管理課長 住宅課	T理課長都市計長 NTT電話 (略) (略) (055- 278-	<ul> <li>NTTFAX</li> <li>(略)</li> <li>(055-</li> <li>276-</li> </ul>	整備課:	医 高 返	惠道路推 県管 <sub>洪水予報</sub>	推選長下水道室 水道室 <sup>理河川</sup> ┃ *位周知	(略) 指揮監 (略) 不防管	付き 県 連絡 理団体 「 <sup>市町村名</sup>	生 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主	技術管理課長 住宅課 一覧	新市計 長 NTT 電話 (略) 055- 278-	NTTFAX (略) 055- 278-	整備課景観書	長 高设 ちづくり ち <sub>で</sub>	道路推 <u>室長</u>	進課長 水道室	づ修 甲
(略) 指揮型 (略) 5 通 水防管	監付き 監付き 信連絡 管理団( <sup>市町村名</sup> (略)	県土課路 ・連 単の	技術管理課長住宅課 一覧 「略)」 「略)」 「略)」 「略)」 「略)」 「略)」 「略)」 「略)」	下理課長 都市計 長 (略) (85)	<ul><li>道路</li><li>画課長</li><li>NTTIFAX</li><li>(略)</li><li>055-</li></ul>	整備課- 国直 <sub>洪水予報</sub> (略)	磨河川 水位周知 (略)	東道路推	推課長下水道室 (略)	(略) 指揮監 (略) 5 通信 水防管	付き 県 連絡 理団体 <sup>市町村名</sup> (略)	生整長 地課長 道長 連 <sup>担当師 (略) 災危</sup>	技術管理課住宅課 一覧 (略) (略) (略) (略) (略)	新中課 長 都市計 長 (略) (055-	<ul> <li>道路</li> <li>画課長</li> <li>NTTFAX</li> <li>(略)</li> <li>055-</li> </ul>	整備課 景観ま	長 高设 ちづくり ト で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	E 道路推 室長 T <sup>県管</sup> <sub>洪水予報</sub> (略)	進課長 水道室 ** <sup>注</sup> (略)	づ修 甲
(略) 指揮型 (略) 5 通· 水防管	監付き 監付き 信連絡 管理団( <sup>市町村名</sup> (略)	県 地 道 長 土 課 路 建 担 ( 防機 監 防機 医 ) 災 管 災 管 災 管 災 管 災 管 災 管 災 管 災 管 災 管 災	技術長 課住宅票 一覧 (略) 防管 理団体)	下理課長 都市計 長 (略) (8) 055- 278- 1676	画課長   MTTFAX (略)   055-   276-   2047	整備課:	医 高 返	惠道路推 県管 <sub>洪水予報</sub>	推選長下水道室 水道室 <sup>理河川</sup> ┃ *位周知	(略) 指揮監 (略) 不防管	付き 県 連絡 理団体 <sup>市町村名</sup> (略)	性 道 長 連 <sup>担 ( K ) 機 監 ) 機 と が 機 監 が 機 監 が 機 監 が 機 監 が 機 監 が 機 監 が 機 監 が 機 監 が 機 監 が 機 監 が 機 こ 英 全 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・</sup>	技術長 理課	新市計 長 NTT電話 (略) 055- 278- 1676	MTTFAX (略) 055- 278- 2047	整備課景観書	長 高设 ちづくり ち <sub>で</sub>	道路推 <u>室長</u>	進課長 水道室	づ修 甲
(略) 指揮型 (略) 5 通 水防管	監付き 監付き 信連絡 管理団( <sup>市町村名</sup> (略)	県 地 道 長 土 課 路 建 地 ( ) 5 ( ) 5 ( ) 5 ( ) 6 ( ) 7	技術長 理課: (主) (略) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B	下理課長 都市計 長 (略) 055- 278- 1676	画課長  NTTFAX (略) 055- 276- 2047	整備課- 国直 <sub>洪水予報</sub> (略)	磨河川 水位周知 (略)	東道路推	推課長下水道室 (略)	(略) 指揮監 (略) 5 通信 水防管	付き 県 連絡 理団体 <sup>市町村名</sup> (略)	性	技術長 理住 覧 <sup>(略水団 管)</sup> (避 <sup>難</sup>	新市計 長 NTT電話 (略) 055- 278- 1676	画課長   NTTFAX   (略)   055-   278-   2047	整備課 景観ま	長 高设 ちづくり ト で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	E 道路推 室長 T <sup>県管</sup> <sub>洪水予報</sub> (略)	進課長 水道室 ** <sup>注</sup> (略)	づ修 甲
(略) 指揮型 (略) 5 通 水防管	監付き 監付き 信連絡 管理団( <sup>市町村名</sup> (略)	県 地 道 長 土 課 路 建 担 ( 防機 監 防機 医 ) 災 管 災 管 災 管 災 管 災 管 災 管 災 管 災 管 災 管 災	技術長 課住宅票 一覧 (略) 防管 理団体)	下理課長 都市計 長 (略) (8) 055- 278- 1676	画課長   MTTFAX (略)   055-   276-   2047	整備課- 国直 <sub>洪水予報</sub> (略)	磨河川 水位周知 (略)	東道路推	推課長下水道室 (略)	(略) 指揮監 (略) 5 通信 水防管	付き 県 連絡 理団体 <sup>市町村名</sup> (略)	性 道 長 連 <sup>担 ( K ) 機 監 ) 機 と が 機 監 が 機 監 が 機 監 が 機 監 が 機 監 が 機 監 が 機 監 が 機 監 が 機 監 が 機 監 が 機 こ 英 全 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・</sup>	技術長 理課	新市計 長 NTT電話 (略) 055- 278- 1676	MTTFAX (略) 055- 278- 2047	整備課 景観ま	長 高设 ちづくり ト で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	E 道路推 室長 T <sup>県管</sup> <sub>洪水予報</sub> (略)	進課長 水道室 ** <sup>注</sup> (略)	づ修: 甲

 本編頁数
 旧





本編頁数

新

改正理由

6 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報 6 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報 (5) 洪水予報の伝達経路及び手段 (5) 洪水予報の伝達経路及び手段 129 甲府地方 甲府河川国道事務所 ←…一…→ 甲府河川国道事務所 甲府地方気象台 静岡地方気象台 甲府地方気象台 静岡地方気象台 気象台修 防災課 <u>流域治水課</u> L 055-253-5683 TEL 055-253-5683 TEL 055-222-2347 TEL 054-286-3411 TEL 055-222-2347 TEL 054-286-3411 富士川のみ伝達 富士川のみ伝達 正 FAX 055-251-1171 FAX 055-222-3722 FAX 054-283-6922 FAX 055-251-1171 FAX 055-222-3722 FAX 054-283-6922 関東地方整備局 関東地方整備局 風水害対策本部 風水害対策本部 NTT東日本又は西日本 NTT東日本又は西日本 NTT東日本又は西日本 NTT東日本又は西日本 (警報に関する事項のみ) (警報に関する事項のみ) (警報に関する事項のみ) (警報に関する事項のみ) 富士川上流支所 富士川上流支所 (出張所) (出張所) 消防庁 消防庁 消防庁 消防庁 富士川中流支所 富士川中流支所 (出張所) (出張所) 静岡県 静岡県 山梨県 山梨県 危機対策課 危機対策課 防災危機管理課 防災危機管理課 富士川下流支所 富士川下流支所 (出張所) (出張所) NHK甲府放送局 NHK甲府放送局 笛吹川支前 NHK静岡放送局 當欧川支部 NHK静岡放送局 (出張所) (出張所) 山梨県警察本部 山梨県警察本部 河川情報センター 静岡県警察本部 河川情報センター 静岡県警察本部 警備第二課 警備第二課 災害対策課 災害対策課 山梨県水防本部 山梨県水防本部 静岡県水防本部 静岡県水防本部 (治水課) (土木防災課) (治水課) (土木防災課) (株)テレビ山梨 (株)テレビ山梨 富士水防支部 富士水防支部 (富士土木事務所) 凡例 (富士土太事務所) 月. 例 山梨県水防支部 山梨県水防支部 東日本旅客鉄道 (株) 東日本旅客鉄道 (株) (各建設事務所) (各建設事務所) -·-- 気象庁通信系 -·-- 気象庁通信系 静岡水防支部 静岡水防支部 (静岡土木事務所) (静岡土木事務所) --- オンライン --- オンライン \_\_\_\_\_ 加入電話 ----- 加入電話 -- · · - - 防災情報提供システム -- · · - 防災情報提供システム 各水防管理団体 各水防管理団体 (市町村) (市町村) -----防災行政無線 -----防災行政無線 再用雷託 再用雷託 各市町村 各市町村 (防災担当) (防災担当) 7 県と気象庁が共同して行う洪水予報 7 県と気象庁が共同して行う洪水予報 (5) 洪水予報の伝達経路及び手段 (5) 洪水予報の伝達経路及び手段 甲府市、 132 (図中) (図中) 甲府地方 甲府市 甲府市 気象台修 防災対策課 防災企画課 正 国土交通省 国土交诵省

 本編頁数
 旧

#### 甲府河川国道事務所

#### 防災課

137

138

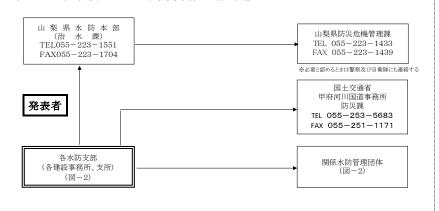
#### 9 山梨県が行う水防警報

(1) 水防警報を行う河川名、区域

(1) ///	ル 言 flx C 1	リカ州石、区域
相模川	桂川	左岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻1421番25地先
		から上野原市上野原字境川14番地先まで
		右岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻1465番1地先
		から上野原市鶴島字廻り戸131番2地先まで
	宮川	左岸 富士吉田市松山字下水之入1877番地先から
		富士吉田市富士見六丁目5944番1地先まで
		右岸 富士吉田市上吉田字下り山4627番地先から富
		士吉田市下吉田東四丁目4691番1地先まで
	新 名	左岸 南都留郡忍野村内野字中村667番地先から南
	庄川	都留郡忍野村忍草字下屋敷175番2地先まで
		右岸 南都留郡忍野村内野字 <u>中原1633</u> 番地先から
		南都留郡忍野村忍草字下屋敷173番2地先まで

# (3) 水防警報の伝達経路及び手段

図-1 富士川水系各河川の水防警報連絡系統図



# 甲府河川国道事務所

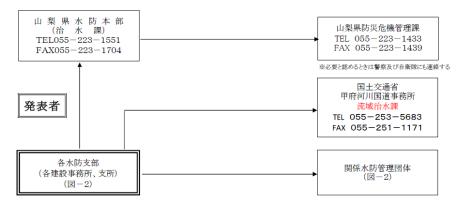
#### 流域治水課

- 9 山梨県が行う水防警報
- (1) 水防警報を行う河川名、区域

相模川	桂川	左岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻1421番25地先
		から上野原市上野原字境川14番地先まで
		右岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻1465番1地先
		から上野原市鶴島字廻り戸131番2地先まで
	宮川	左岸 富士吉田市松山字下水之入1877番地先から
		富士吉田市富士見六丁目5944番1地先まで
		右岸 富士吉田市上吉田字下り山4627番地先から富
		士吉田市下吉田東四丁目4691番1地先まで
	新 名	左岸 南都留郡忍野村内野字中村660番地先から南
	庄川	都留郡忍野村忍草字下屋敷175番2地先まで
		右岸 南都留郡忍野村内野字 <mark>内釜763 番地先から</mark>
		南都留郡忍野村忍草字下屋敷173番2地先まで

### (3) 水防警報の伝達経路及び手段

図-1 富士川水系各河川の水防警報連絡系統図



水防計画 修正に伴 う修正

水防計画

修正に伴う修正

140 図-2 富士川水系各河川の水防本部(県)から水防管理者等への通知及び 周知系統図

貢 川

142

中北建設事務所

甲府市、甲斐市

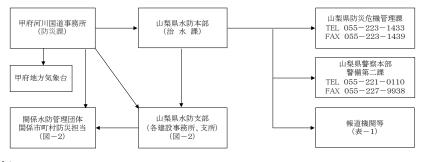
甲府市と甲斐市間で相互に出水状況伝達

10 国土交通省が行う水位到達情報の通知

(2) 水位到達情報の通知の対象となる基準地点と基準水位

河川名	観測所	氾濫注意水	避難判断水	氾濫危険水位
	名	位	位(警戒水	(洪水特別警戒水
		(通報水位)	位)	位)
塩川	金剛地	(6.60)	<u>6. 70</u>	<u>6. 90</u>
御勅使	堀切	(1.30)	1.50	1.70
JII				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

- (3)水位到達情報の伝達経路及び手段
- 図-1 富士川水系塩川、御勅使川、重川、日川、早川の氾濫危険水位の水 位情報連絡系統図



(略)

145

- 11 県が行う水位到達情報の通知
  - (1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区域

相模川	桂川	左岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻1421番25地先
		から上野原市上野原字境川14番地先まで
		右岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻1465番1地先

図-2 富士川水系各河川の水防本部(県)から水防管理者等への通知及び 周知系統図

貢 丿

中北建設事務所 甲府市、中央市。

甲府市、甲斐市、 中央市、昭和町間で相互に出水状況伝達

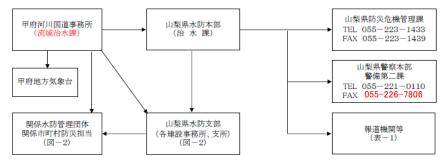
修正に伴う修正

- 10 国土交通省が行う水位到達情報の通知
- (2) 水位到達情報の通知の対象となる基準地点と基準水位

河川名	観測所	氾濫注意水	避難判断水	氾濫危険水位
	名	位	位(警戒水	(洪水特別警戒水
		(通報水位)	位)	位)
塩川	金剛地	(6. 60)	<u>7. 60</u>	<u>7.80</u>
御勅使	堀切	(1.30)	<u>1.80</u>	<u>2. 00</u>
Ш				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3)水位到達情報の伝達経路及び手段

図-1 富士川水系塩川、御勅使川、重川、日川、早川の氾濫危険水位の水 位情報連絡系統図



(略)

- 11 県が行う水位到達情報の通知
  - (1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区域

相模川	桂川	左岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻1421番25地先
		から上野原市上野原字境川14番地先まで
		右岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻1465番1地先

水防計画

修正に伴う修正

水防計画

水防計画 修正に伴 う修正

水防計画 修正に伴 う修正

| 本編頁数 | 新 | 新 | 改正理由

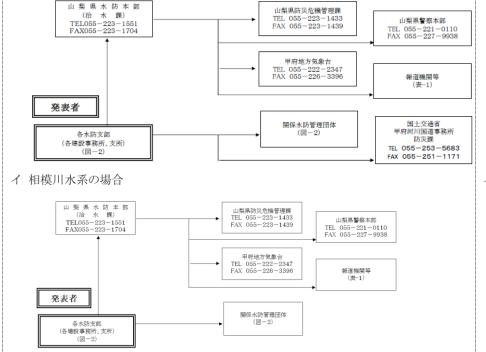
 	<u>.</u>
	から上野原市鶴島字廻り戸131番2地先まで
宮川	左岸 富士吉田市松山字下水之入1877番地先から
	富士吉田市富士見六丁目5944番1地先まで
	右岸 富士吉田市上吉田字下り山4627番地先から富
	士吉田市下吉田東四丁目4691番1地先まで
新 名	左岸 南都留郡忍野村内野字中村667番地先から南
庄川	都留郡忍野村忍草字下屋敷175番2地先まで
	右岸 南都留郡忍野村内野字 <u>中原1633</u> 番地先から
	南都留郡忍野村忍草字下屋敷173番2地先まで
•	·

(3) 水位到達情報の伝達経路及び手段

図-1 各河川の水位到達情報連絡系統図

ア 富士川水系の場合

146

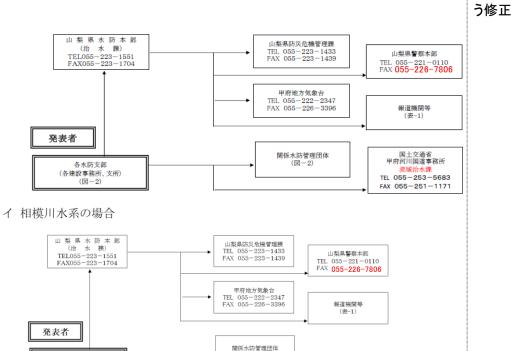


から上野原市鶴島字廻り戸131番2地先まで 宮川 左岸 富士吉田市松山字下水之入1877番地先から 富士吉田市富士見六丁目5944番1地先まで 右岸 富士吉田市上吉田字下り山4627番地先から富 士吉田市下吉田東四丁目4691番1地先まで 新名 左岸 南都留郡忍野村内野字中村660番地先から南 庄川 都留郡忍野村ス草字下屋敷175番2地先まで 右岸 南都留郡忍野村内野字内釜763 番地先から 南都留郡忍野村忍草字下屋敷173番2地先まで

(3) 水位到達情報の伝達経路及び手段

図-1 各河川の水位到達情報連絡系統図

ア 富士川水系の場合



(図-2)

水防計画

修正に伴

各水防支部 (各建設事務所、支所)

(図-2)

本編頁数	旧	新	改正理由			
147	図-2 各河川の水防支部(県)から水防管理団体への通知及び周知系統図 東州 中北建設事務所 甲府市、甲斐市 甲府市と甲斐市間で相互に出水状況伝達 第9節 交通対策 4 緊急通行車両の確認 (略) (2) 緊急通行車両の確認 (略)	The strate of th				
	イ 緊急通行車両の事前届出 県公安委員会(警察本部交通規制課経由)は、災害発生時の交通検 問所等現場における確認手続きの効率化を図るため、緊急通行車両 について予め必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両等事 前届出済証(以下「届出済証」という。)を交付する。 届出に関する手続きは別に定めるところによる。 ウ 事前届出済証の交付を受けている車両の確認 事前届出済証の交付を受けている車両について確認申請があったときは、確認のため必要な審査は省略する。 (略) 別紙様式第4(第6条関係)	イ <u>緊急通行車両等の</u> 事前届出済証の交付を受けている車両の確認 <u>緊急通行車両等の</u> 事前届出済証の交付を受けている車両について 確認申請があったときは、確認のため必要な審査は省略する。 (略) <u>別記様式第5(第6条の2関係)</u>				
	番 号 <b>緊急通行車両確認証明書</b> 年 月 日 <b>緊急通行車両確認証明書</b> 知 事 印 公安委員会 印 番号標に表示されて いる番号 車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は	第     号       年月日       緊急通行車両確認証明書       知事印       公安委員会 印       番号標に表示されている番号       車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送       あっては、輸送				
	Cta、軸送八員文は       品名)     ( ) 局 番       氏 名       通 行 日 時       通 行 経 路 出 発 地 目 的 地	人員又は品名)       活動地域       車両の 使用者     住所 氏名又				

本編頁数	数 [日		新			改正理由			
							は名称		
	———— 備	考				有効	期限		
			# <b>*</b>	- 1 <del>- 1</del> 7		備	考		
		(	備考)日本工業規格A	<b>うとする</b> 。		備考 用紙	は、日本産	 :業規格A4とする	
	(3)規制除外車両の確認 (略)					余外車両の			
	第7号様式	<del>.</del>				(略)			
	*	号				別記様式第	<u>6</u>		_
				年 月	╒	第		号	
		規制除	外 軍 両 確 認	証明書				年 月 日	
			山梨県	公安委員会 印			規	見制除外車両確認証明書	
	番号標(	2表示			$\dashv$			山梨県公安委員会 印	
	されてい	/る番号					標に表		
	車両の組織法	用途 (緊 を行う車					いる番		
	面にあっ						月途(緊急		
	名)	E2,2~13.88					う車両に		
		住 所	(	) 局 :	<b>#</b>		は、輸		
	使用者			)局	-		は品名		_
		氏名				活動	地域		
	通行	B 時	年月日年月日	時 から		車両の	住 所	( ) 局 番	
			出発地	目的地	$\dashv$	使用者	氏名又		
	通行	経 路	四 光 枢		$\dashv$		は名称		
						有 効	期限		
	伸	考		(隊)		,,,,			
			階級氏名			備	考		
	(略)	用紙は、E	∃本工業規格△列5₹	<b>番とする。</b>		備考 用紙の	の大きさは、	日本産業規格A列4番とする。	<b>-</b>
165		災害救助法! 助法によるタ	こよる救助 牧助 <u>(金額は平成 31 年 4</u>	1月1日以降適用とな	る政令)	) 第10節 災	害救助法	による救助	建築住宅

本編頁数

(1)避難

(略)

オ費用

1人1日当たり330円以内

(2) 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理 ア 応急仮設住宅の供与

(略)

- ② 応急仮設住宅の種類
- a 建設型仮設住宅

(略)

(c) 費用

設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築 事務費等の一切の経費として、1戸当たり628万5千円以内の額と する

(略)

- b 賃貸型仮設住宅
- (a) 規模

世帯の人数に応じて、建設型仮設住宅に準ずる。

(b) 費用

家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料\_その他の 民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用とし、 その額は、地域の実情に応じた額とする。

- (c) 供与期間 2年以内とする。
- c その他

被災者や被災状況及び民間賃貸住宅の供給戸数を勘案し、建設型 との供給の調整を行い、民間賃貸住宅の借り上げによる<u>応急仮設</u> 住宅の供給を行う。

- イ 被災した住宅の応急修理
  - ① 応急修理の対象者等

5 災害救助法による救助

(1) 避難

(略)

才 費 用

1人1日当たり340円以内

(2) 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理 ア 応急仮設住宅の供与

(略)

- ② 応急仮設住宅の種類
- a 建設型応急住宅

(略)

(c) 費用

設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築 事務費等の一切の経費として、1戸当たり677万5千円以内の額と する

(略)

- b 賃貸型応急住宅
- (a) 規模

世帯の人数に応じて、建設型応急住宅に準ずる。

(b) 費用

家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料等 民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用とし、 その額は、地域の実情に応じた額とする。

- (c) 供与期間 2年以内とする。
- c その他

被災者や被災状況及び民間賃貸住宅の供給戸数を勘案し、建設型 との供給の調整を行い、民間賃貸住宅の借り上げによる<u>賃貸型応</u> 急住宅の供給を行う。

- イ 被災した住宅の応急修理
  - ① 応急修理の対象者等

課、住宅 対策室、 防災危機 管理課修 正

	t <b>→</b>		改正理由
本編頁数		<del>↑</del>	
一个// / / / / / / / / / / / / / / / / / /	IH	/ 7	V T T H

基準	費用	応急修理の期間	修理の規模	備考
・災害のため住家が半壊 (焼)し、自らの資力で は応急修理をすることが できない者 ・大規模な補修を行わな ければ居住することが困 難な程度に住家が半壊 (焼)した者	1世帯当たり <u>655千円</u> 以内	災害発生の日から 1ヶ月以内	居室、炊事 場、便所等 日常生活に 必要最部分 度の部分	現物をもっ て行 <b>う</b>
半壊又は半焼に準ずる程 度の損傷により被害を受 けた世帯	1世帯当たり 3 <u>18千円</u> 以内			

(3)炊き出しその他による食品の給与(略)

# エ費用

1人1日 1,180 円以内(主食費、副食費、燃料費、雑費)

(4) 生活必需品の給与又は貸与

(略)

# ウ 給与(貸与)費用の限度額

区	分	1 人世	2 人世 帯	3人世	4 人世 帯	5 人世	6 人 上 1 人 増 に 加算
全壊	夏	18, 70 0	<u>24, 00</u> <u>0</u>	35,600	<u>42, 50</u> <u>0</u>	53, 90 0	<u>7, 800</u>
全焼流失	冬	31, 00 0	<u>40, 10</u> <u>0</u>	55,800	65, 30 0	82, 20 0	11, 300
半壊半焼	夏	<u>6, 100</u>	8, 200	12, 300	15, 00 0	18, 90 0	2,600

基準	費用	応急修理の期間	修理の規模	備考
災害のため住家が半壊(焼)又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	1世帯当たり	災害発生の日から 10日以内	住家の被害 の大を放っ のない はなる はなるの り の り り り り り り り り り り り り り り り り り	シート、 ロープ、土 のう等を
・災害のため住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理することができない者・大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者	1世帯当たり 706千円以内	災害発生の日から 3ヶ月以内	居室、炊 事、便所等 日常生活に 必要最小限	現物をもっ て行う
半壊又は半焼に準ずる程度の損傷に より被害を受けた世帯	1世帯当たり 343千円以内		度の部分	

(3) 炊き出しその他による食品の給与

(略)

#### エ 費 用

1人1日 1,230 円以内(主食費、副食費、燃料費、雑費)

(4) 生活必需品の給与又は貸与 (略)

### ウ 給与(貸与)費用の限度額

区	分	1 人世 帯	2 人世 帯	3人世帯	4 人世 帯	5 人世 帯	6 人以 上 1 人増 すごとに 加算
全壊	夏	19, 20 0	24, 60 0	<u>36, 500</u>	43, 60 0	55, 20 0	<u>8,000</u>
全焼 流失	冬	31, 80 0	41, 10 0	<u>56, 200</u>	66, 90 <u>0</u>	84, 30 0	11,600
半壊 半焼	夏	<u>6, 300</u>	8, 400	12,600	15, 40 0	19, 40 0	<u>2, 700</u>

本編頁数 旧 新 改正理由

 床上
 冬
 9,900
 12,90
 18,300
 21,80
 27,40
 3,600

(略)

(8) 障害物の除去

(略)

#### イ 実施期間及び費用の限度額

実施期間	費用の限度額	備	考
	市町村内におい		
災害発生の日	て障害物の除去	ロープ、スコップ	等除去に必要な
から	を行った 1 世帯	機械器具の借上費	、輸送費及び人
10 日以内	当たりの平均が	夫賃等	
	138,300 円以内		

(略)

(10) 死体の処理

(略)

# エ 死体処理に要する費用の限度

区 分	限 度 条 件
洗浄、縫合、	死体 1 体当り 3,500 円以内
消毒	
死体の一時保	既存建物利用の場合は、通常の借上料
存	既存建物が利用できない場合、借上料1体当り 5,
	400 円以内
検案の費用	救護班の活動として行われる場合は費用を必要とし
	ないが、救護班でない場合はその地域の慣行料金と
	する。

(11) 死体の埋葬

(略)

# エ 費用の限度額

大人(12 才以上)	小人(12 才未満)	備	考	

(略)

(8) 障害物の除去

(略)

### イ 実施期間及び費用の限度額

実施期間	費用の限度額	備	考
	市町村内におい		
災害発生の日	て障害物の除去	ロープ、スコップ等	等除去に必要な
から	を行った 1 世帯	機械器具の借上費、	輸送費及び人
10 日以内	当たりの平均が	夫賃等	
	<u>138,700</u> 円以内		

(略)

(10) 死体の処理

(略)

# エ 死体処理に要する費用の限度

区 分	限 度 条 件
洗浄、縫合、	死体 1 体当り 3,500 円以内
消毒	
死体の一時保	既存建物利用の場合は、通常の借上料
存	既存建物が利用できない場合、借上料1体当り 5,
	<u>500</u> 円以内
検案の費用	救護班の活動として行われる場合は費用を必要とし
	ないが、救護班でない場合はその地域の慣行料金と
	する。

(11) 死体の埋葬

(略)

エ 費用の限度額

大人(12 才以上) 小人(12 才未満) 備 考
---------------------------

1 体当り213,800<br/>円以内1 体当り170,900<br/>賃、輸送費を含む棺、骨壷、火葬代、人夫<br/>賃、輸送費を含む

#### (12) 教科書等学用品の給与

(略)

イ 給与の品目、期間及び費用

1 11 7 0	7mg、粉间及い貝爪	
品目	期間	費用の限度額
教科書· 教材	災害発生の日から1 ヵ月以内	教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費(小学校児童及び中学校生徒) 正規の授業で使用する教材実費(高等学校等生徒)
文房具	災害発生の日から 15 日以内	小学校児童 1人当たり <u>4,700</u> 円以内
通学用品	災害発生の日から 15 日以内	中学校生徒 1人当たり <u>5,000</u> 円以内 高等学校等生徒 1人当たり <u>5,500</u> 円以内

#### 第11節 避難、救援対策

1 避難対策

(新規)

171

173

- (3) 市町村の避難計画
- イ 避難所の選定基準等
- 〇 指定避難所

(略)

・災害が発生した場合において、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産 婦等の要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安 心して生活ができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させる 1 体当り219,100<br/>円以内1 体当り175,200<br/>賃、輸送費を含む棺、骨壷、火葬代、人夫<br/>賃、輸送費を含む

### (12) 教科書等学用品の給与

(略)

イ 給与の品目、期間及び費用

1 14 3 44	加口、利用及び長川	
品目	期間	費用の限度額
教科書· 教材	災害発生の日から1 ヵ月以内	教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費(小学校児童及び中学校生徒) 正規の授業で使用する教材実費(高等学校等生徒)
文房具	災害発生の日から 15 日以内	小学校児童 1人当たり <u>4,800</u> 円以内
通学用品	災害発生の日から 15 日以内	中学校生徒 1人当たり <u>5,100</u> 円以内 高等学校等生徒 1人当たり <u>5,600</u> 円以内

#### 第11節 避難、救援対策

#### 1 避難対策

・県、市町村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

防災基本 計画修正 に伴う修 正

- (3) 市町村の避難計画
- イ 避難所の選定基準等
- 〇 指定避難所

(略)

・災害が発生した場合において、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産 婦等の要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安 心して生活ができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させる

防災基本 計画修正 に伴う修 正

改正理由 本編頁数

ために必要な居室が可能な限り確保された施設を福祉避難所として 指定しておくこととする。

(略)

#### ウ 避難所の整備

・指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マッ ト、非常用電源、 衛星携帯電話等の通信機器等の他、空調、 洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとと もに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の 整備を図るものとする。特に、非常用電源の整備に当たっては、 再生可能エネルギーの活用を図るものとする。また、必要に応じ指定 避難所の雷力容量の拡大に努めるものとする。

(略)

#### オ 避難所の運営管理

(略)

174

・市町村は指定避難所の適切な運営管理に努める。また、指定避難所に おける正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、 避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNP O・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるととも に、必要に応じ他の地方公共団体に対して協力を求める。また、市町村 は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の 負担がかからない要配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組 織が主体的に関与できる運営体制に早期に移行できるよう、その立ち 上げを支援する。

(略)

175

・災害の規模等にかんがみて、被災者の健全な住生活の早期確保のため に、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住 宅、空き屋等利用可能な既存住宅の斡旋、活用等により指定避難所の 早期解消に努めることを基本とする

(略)

3 医療対策

ために必要な居室が可能な限り確保された施設を福祉避難所として 指定しておくこととする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達がで きるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

(略)

#### ウ 避難所の整備

・指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マッ ト、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等の他、空 調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める とともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機 器の整備を図るものとする。特に、非常用電源の整備に当たっては、 再生可能エネルギーの活用を図るものとする。また、必要に応じ指定 避難所の雷力容量の拡大に努めるものとする。 (略)

#### オ 避難所の運営管理

(略)

・市町村は指定避難所の適切な運営管理に努める。また、指定避難所に おける正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、 避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNP O・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるととも に、必要に応じ他の地方公共団体に対して協力を求める。また、市町村 は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の 負担がかからない要配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組 織が主体的に関与できる運営体制に早期に移行できるよう、その立ち 上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有 する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支え ることができるよう留意することとする。

(略)

・災害の規模等にかんがみて、被災者の健全な住生活の早期確保のため 住宅対策 に、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住「室修正 宅、空き家等利用可能な既存住宅の斡旋、活用等により指定避難所の 早期解消に努めることを基本とする

(略)

#### 3 医療対策

187 ◇地域災害支援病院	浣
---------------	---

V 1019				
	病院名等	電話 衛星携帯電話	FAX	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
富士東部	上野原市立病院	上野原市上 野原 <u>3195</u>	(略)	(略)

第13節 生活関連事業等の応急対策

- 3 一般ガス導管事業施設応急保安対策
- 212 (1) 一般ガス導管事業者の名称、所在地、供給区域等

( ) /3P41 - 1 13 E	7 7 7 7 P 17 7 7 1 P 10 7 17 17	· · · · ·
	東京ガス山梨株式会社	吉田ガス株式会社
(略)	(略)	(略)
(4) 施設の状況	甲府市、中央市、甲斐市_	富士吉田市の市街地及び
及び供給状況	及び昭和町	富士河口湖町の一部、忍
	の供給域内 30,000 戸へ導	野村の一部 7,000 戸へ導
	管により供給	管により供給
(略)	(略)	(略)

(略)

215

#### ◇地域災害支援病院

	7 L 7 W W 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
	病院名等	電話 衛星携帯電話	FAX	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
富士東部	上野原市立病院	上野原市上 野原 <u>3504</u> <u>-3</u>	(略)	(略)

第13節 生活関連事業等の応急対策

- 3 一般ガス導管事業施設応急保安対策
- (1) 一般ガス導管事業者の名称、所在地、供給区域等

	= . = = =	_ · · ·
	東京ガス山梨株式会社	吉田ガス株式会社
(略)	(略)	(略)
(4) 施設の状況	甲府市、中央市、甲斐市、	富士吉田市の市街地及び
及び供給状況	<u>南アルプス市</u> 及び昭和町	富士河口湖町の一部、忍
	の供給域内 30,000 戸へ導	野村の一部 7,000 戸へ導
	管により供給	管により供給
(略)	(略)	(略)

(略)

- 8 下水道施設の応急対策
- (1)応急体制の確立
- •下水道対策本部の立上げ
- ・現地対策本部の確立(流域下水道事務所、下水道公社)
- (2)巡視及び被災状況の把握
- ・<u>緊急点検調査による二次災害発生のおそれや、重大な機能障害の把握</u> (被害情報の収集、車両上からの目視調査)
- •1 次点検調査(目視調査、被害情報の収集、マンホール蓋を開けての調査)
- ・2 次点検調査(マンホール蓋を開けての調査、管路内カメラ調査)
- (3)応急措置
- ・緊急輸送路等における交通機能確保(浮上マンホール等の切断除去)
- ・耐水対策(土のう設置、止水板設置)

上野原市 修正

東京ガス 山梨(株) 修正

下水道室 修正

本編頁数

\_\_\_\_

第15節 民生安定事業

3 中小企業金融対策 (1) 融資一覧表

実施期間及び 資 金 融資対 使途 限度額 利率 期間 担保 備考 金融機関名 等 名 象 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) 山梨県 経済 設備資 1.40% 設備資金 直接被 事業資金 被区政 る金 10 年以 害者は (取扱店) 変 動 は事をいる。 内(うち 1 各都市銀行 対策 5,000 原則と (経費) 年 山梨中央銀行 万円 して市 各信用金庫 済危 運転資 以内の 町村長 た在す 中する 各信用組合 機 • 金 措置期間 の発行 小企業者の被災区は 商工中銀 災害 する証 5.000 を含む。) 復旧 万円 7 年以 明書が 者又域 関 (一企 内(うち 1 必要。 業限度 会の定 は又 間は 額 以内の 接被 5.000 措置期間 に災 万円) を含む。)

(略)

10 被災者台帳の作成 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措

・二次災害発生のおそれや、重大な機能障害への対応(溢水した下水を強力 吸引車(バキューム車など)により排水処理、塩素減菌により消毒処理放流、 マンホールトイレ設置)

#### (4)応急復旧

- ・暫定的に揚水及び水処理機能を確保するための復旧(仮配管及び仮排水ポンプの設置、仮設沈殿池及び仮設塩素注入設備の設置、非常用電源による設備の機能確保、管渠内洗浄)
- (5)広域応援の受援体制の構築
- <u>・窓口を下水道室、連絡・調整を流域下水道事務所が中心に行う受援体制</u> を構築
- (6)ライフライン事業による現地調整会議への参加
- ・流域関連の上水、工業用水等の使用制限要請
- ・施設の同時利用再開の業業者間への展開

#### 第15節 民生安定事業

3 中小企業金融対策

(1) 融資一覧表

実施期間及び 金融機関名     資金 名     融資対 象     使途 (略)     限度額 (略)     利率 (略)     期間 (略)     担保 (等)     担保 (略)     (略)     (地)     (地) <th>(1) 附具</th> <th>見以</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th>	(1) 附具	見以							
(略)         (地)         (地)<	実施期間及び	資金	融資対	使途	限度額	利率	期間	担保	備考
山梨県 (取扱店) 各都中央銀行 名信用組合	金融機関名	名	象					等	
(取扱店) 各都市銀行 山外信用 会	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[ 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기	山梨県 (取扱店) 各都中央銀行 各信用金庫 各信用組合 商工中銀 JA山梨信連	経変対(済機災復関済動策経危・害旧	被害を被った中小企業者区域外に所在する直接又は間接政令で指定する被災区域又は被	, , , , ,	設金 5,000円 転 5,000円		設 10 (1	金融機関	直害原し町のす明接者則て村発る書被はと市長行証が
			に災		万円)		を含む。)	<i>(</i> )	

(略)

10 被災者台帳の作成 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措

防災基本 計画修正

- 29 -

産業振興 課修正

218

改正理由 本編頁数 置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作 置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作しに伴う修 成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。 成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。まして た、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタ ル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 また、県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者 また、県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者 台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者からの情報を提供する 台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者からの情報を提供する ものとする。 ものとする。 (略) (略) 第16節 災害ボランティア支援対策 第16節 災害ボランティア支援対策 1 災害ボランティアの受け入れ 1 災害ボランティアの受け入れ 防災基本 223 県、市町村及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災 県、市町村及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災「計画修正 地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受け 地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受け に伴う修 入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受け入れに際して、老人介 入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受け入れに際して、 正 護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう 配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等ボラ 配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等ボラ ンティアの活動の円滑な実施が図られるような支援に努めるものとする。 ンティアの活動の円滑な実施が図られるような支援に努めるものとする。 また、広域的なボランティアの受け入れ調整等について、速やかに実施 また、広域的なボランティアの受け入れ調整等について、速やかに実施 できるよう、県、市町村及び関係団体の情報共有体制等の連携を強化す できるよう、県、市町村及び関係団体の情報共有体制等の連携を強化す る。 る。 (略) (略) 3 災害ボランティアにおける官民連携体制の強化 県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域にお いて活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努める。 また、市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、 市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者 (市町村社会福祉協議会等)との役割分担等を定めるよう努めるものとす る。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地 域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確 化しておくよう努めるものとする。

		·		
		· —	ميل	改正理由
本編	2 Mc/ .	ILI	**************************************	
/L 26H	6 E 257		利	
2-T-4/pmg	0.5% %A	IP.	4/1	